

公立大学法人広島市立大学共同研究取扱規程

平成22年4月1日

規程 第 79 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学（以下「法人」という。）が、外部機関と行う共同研究の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外部機関 国、地方公共団体、大学、企業その他法人以外の者をいう。
- (2) 共同研究 外部機関と共同して行う研究をいう。
- (3) 共同研究者 共同研究における法人の相手方をいう。
- (4) 研究責任者 法人の共同研究組織を代表し、研究計画の取りまとめを行うとともに、研究の推進に関し、責任を持つ法人の教員をいう。

(研究等の基準)

第3条 共同研究は、法人の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を及ぼさないものでなければならない。

(共同研究の申請)

第4条 共同研究者は、法人に共同研究を申し込む場合は、共同研究申請書を地域共創センター長を経由して、理事長あてに提出しなければならない。ただし、申込みが、国、地方公共団体、独立行政法人、国立研究開発法人、国立大学法人、特殊法人、公益法人等によるものである場合、その他理事長がやむを得ないと認める場合は、共同研究申請書の提出を省略することができる。

(研究等実施の承認)

第5条 理事長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該共同研究の実施の適否を審査するものとする。

2 理事長は、前項の規定による審査の結果、共同研究をすることが適当であると認めたときは、共同研究者及び研究責任者に対しその旨を通知するものとする。

(契約の締結)

第6条 理事長は、共同研究の実施を承認した場合は、共同研究者と契約を締結するものとする。

(研究員の受け入れ)

第7条 理事長は、共同研究を実施するため必要と認めるときは、共同研究者から派遣される研究員を受け入れができるものとする。

2 前項の研究員は、共同研究者の機関において現に研究業務に従事しており、かつ、共同研究を実施するため共同研究者の機関における身分を保持したまま法人に派遣される者とする。

(共同研究に係る経費の負担)

第8条 共同研究に要する経費（以下「共同研究費」という。）は、法人及び共同研究者がそれぞれ必要な額を負担するものとする。

2 共同研究者は、法人における共同研究費を負担することができるものとする。この場合において、契約締結後速やかに当該経費を納入しなければならない。

3 前項の規定により共同研究者が負担する共同研究費は、法人が当該共同研究遂行のために必要となる備品購入費、謝金、旅費、消耗品費等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）及び当該共同研究遂行に関連し、直接経費以外に必要となる経費（以下「間接経費」という。）の合算額とする。間接経費は、直接経費の20パーセントに相当する額とする。ただし、間接経費の額は、理事長が必要と認める場合は、20パーセントに相当する額と異なる額とすることができる。

(研究等の管理)

第9条 法人及び共同研究者は、共同研究実施計画書に従い、各々が分担する研究について管理を行うものとする。

(設備の帰属等)

第10条 法人に納入された共同研究費により取得した設備等は、法人に帰属するものとする。

2 理事長は、共同研究の実施のため必要と認めるときは、共同研究者の所有に属する設備、備品等を法人に無償で受け入れができるものとする。ただし、当該設備、備品等を法人に搬入することが困難な場合は、研究責任者は、研究上必要な限度内として理事長の承認を得た後、当該設備が所在する施設において共同研究を行うことができるものとする。

(研究等の中止又は期間の延長)

第11条 理事長及び共同研究者は、本来の教育及び研究に支障が生じたため、又は天災その他やむを得ない理由により共同研究の維持が困難となったときは、協

議の上、当該共同研究を中止し、又は期間を延長することができる。

(特許権等の承継)

第12条 法人は、公立大学法人広島市立大学知的財産取扱規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第77号）により、共同研究の結果として生じた発明に関する特許を受ける権利又は特許権（以下「特許権等」という。）を承継することができる。

(特許の出願等)

第13条 理事長又は共同研究者は、研究責任者又は共同研究者に所属する研究員（以下「共同研究員」という。）が共同研究の結果それぞれ独自に発明を行った場合において、特許出願を行おうとするときは、当該発明が独自に行われたことについてあらかじめ相手方の同意を得るものとする。

2 理事長及び共同研究者は、研究責任者及び共同研究員が共同研究の結果共同して発明を行った場合において、特許出願を行おうとするときは、持ち分等を定めた共同出願契約を締結の上、共同出願を行うものとする。

(研究等の完了報告)

第14条 研究責任者は、共同研究を完了したときは、共同研究完了報告書を速やかに理事長あてに提出するものとする。

2 理事長は、前項の規定により報告書を受理したときは、共同研究者に対し速やかにその旨を通知するものとする。

(共同研究の成果の公表)

第15条 理事長は、共同研究に係る研究成果を公表する場合は、その時期、方法等について、共同研究者と協議の上定めるものとする。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、共同研究の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、改正後の第8条第3項の規定は、共同研究の開始日が同年10月1日以降の契約から適用する。